

事務局長	次長	次長	作成者	起案日 4年5月16日
				決裁日 4年5月16日

農業委員会令和4年4月総会

開催日時 令和4年4月20日 午前10時30分～
 開催場所 守口市役所1階 市民会議室104号
 出席委員 ①西口 誠一 ②大倉 利文 ③大西 庄治
 ④木村 剛久 ⑤久保田 哲夫 ⑥砂口 勝紀
 ⑦辻本 恵美子 ⑧辻本 卓郎 ⑨中東 郷美
 ⑩橋本 徹 ⑪山崎 勝彦 ⑫山田 哲三

事務局 阪本、松前、柴崎、中道

閉会時間 午前11時00分

西口会長 おはようございます。若干、定刻前ではありますけども、ほぼほぼ大体皆さんおそろいいただきましたので、農業委員会を開催したいと思います。

最初にちょっと一言だけお話をさせていただきたいと思います。地球の温暖化がますます深刻化する中、持続可能な農業は温暖化抑制にかなり貢献するということが分かってきています。ということで、従来の我々がやっています栽培方法でいいのか、それと農家の負担がどう軽減できるか、所得の確保がどうできるかということは懸案事項であろうと思います。ということで、環境負荷低減の策定ということで、皆様方もお聞きやと思いますけども、みどりの食料システム戦略というのが、今、法案で、国会で審議中でありましてということで、今週末にはいろいろな法案が提出されてこようかと思えます。どうぞ、皆さん方、新聞のほうも御注視いただければ結構かと思えます。

あと、もう一つは、ウクライナ情勢を踏まえて、やっぱり食料安全保障をめぐる日本のリスクもだんだん増えてきているということで、東大の鈴木先生をはじめとするメンバーの人が食料安全保障推進財団を設立しますということで、いろんな方策がまた示されてこよう

かと思えます。これも皆さん方、御注視いただきたいと思います。

あと、今月、手元に配付されています大阪農業時報835号の4月1日発行分ですね、この2面に大阪の会長が意見提出をいただいています、下限面積要件廃止に待ったということで、後ほど皆さん方、また御覧になっていただきたいと思います。

それでは、座らせていただきます。それでは、初めに農業委員会憲章を唱和したいと思いますですが、新型コロナウイルス感染防止の観点から従前どおりでお願いします。黙読をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。それでは、本日の欠席委員の報告をお願いいたします。

事務局 御報告申し上げます。本日、欠席届の出ている委員は石田委員、田中職務代理者でございます。

以上でございます、報告は以上です。

西口会長 ありがとうございます。定足数は超えておりますので、会議は成立いたします。

本日の署名委員は、大倉委員と大西委員でございます。よろしくをお願いいたします。

発言に際しましては、まず挙手をお願いし、私のほうから指名させていただきますので、発言方、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

事務局 ちょっと議事の前に、1つ、報告をさせていただきたいと思います。4月の人事異動に伴いまして、市民生活部の部長なんですけれども、新型コロナワクチン接種室から刃が 効が、4月1日から市民生活部長にいられております。本日御挨拶に来る予定でしたが、公務のため、5月の総会にて挨拶をさせていただきたいということで報告を受けていますので、議事の前によりしくお願いいたします。

以上でございます。

西口会長 ということで、よろしくをお願いいたします。部長は、増田部長ということで、議案第1号「守口市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の施行に関する守口市農業委員会規程案」について、事務局より説明を求めます。お願いします。

事務局 それでは、議案第1号「守口市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の施行に関する守口市農業委員会規程案」について、

御説明いたします。恐れ入りますが、議案第1号を御参照いただきますよう、お願い申し上げます。

本件につきましては、いわゆる守口のデジタル手続条例の施行に関する農業委員会の規程の制定に係るものでございまして、その規定内容及び施行日につきましては、議案第1号、下記のとおりでございます。

本制度の概要につきましては、続きまして参考資料1を御参照いただきますよう、お願いします。

デジタル技術を活用し行政手続等の利便性の向上、行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的に書面で行うこととされている手続等についてオンラインで手続等を行うための必要な事項を定めるものでございます。

簡単に申し上げますと、今まで条例等の規定により書面で行わなければならなかった申請手続、通知手続といったものを全て規定を改正していくというのは非常に現実的に困難なものでございまして、そのため、こういった専用の規定というのを設けましてオンラインでやった手続というのを全て書面でやったものという形で処理していきますという規定を定めるものでございます。

まず、国の法令による手続に関しましては、国のほうもデジタル手続法というものがございまして、そちらによりオンラインでの手続というものが可能となっております。

本市におきましては、令和3年の8月20日に守口市のDX推進特命チームというものを発足させまして、デジタル化というものを推進してまいりました。その中で、条例等による手続についてオンラインでの手続を可能とするため守口市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和4年守口市条例第7号）、こちら参考資料2になってございます、こちらが規程本文になりますので、後ほど御参照いただければと思います。そして、また市長部局におきましては、本条例の施行のために守口市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則、こちらは参考資料3になってございます、こちらもまた後ほど御覧いただければと思います。で、こちらが、令和4年4月1日に施行されました。

これらを受けまして、本農業委員会においても行政手続のオンライン化を推進していくとともに、守口市全体として統一した手続の体制整備を図るため、本規程案を市長部局の例による、つまり市長部局がとる体制と農業委員会においても同じ体制をとるという意味でございまして、ということにして、この市全体でのオンライン化を進めていくというような目的を達成しようとするものでございます。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。
御審議のほど、よろしくお願い致します。

西口会長 説明は終わりました、御意見、質問がありましたら、よろしくお願い申し上げます。

木村委員 木村です。デジタル化が進んでいる中、こういうことをされていくというのは十分に理解できるんですけども、農業委員会としてはどのような書類が電子申請に当たるのか教えていただきたいと思います。

事務局 そもそも農業委員会で扱っている事務のほとんどが農地法といったような国の法令に関する事務になってございまして、その部分に関しては、国の法律によってデジタル手続法というところで現在、既にオンライン化可能となっているところではあるんですが、本来のこの条例の整備によって可能となる手続につきましては、市全体としてある条例での手続ですね、例えば情報公開手続でありましたり、個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求の手続でありましたり、そういったところがオンラインでも可能となるというような認識をしていただければ結構ではないかなと考えてございます。

西口会長 木村委員、いいですか。

木村委員 はい、情報公開等のことがオンラインでできるということですけど、今現在でも、農業委員会、いろいろ提出されている案件についてはデジタル、インターネット申請が可能だということ、インターネット申請でもできるということになっているということですか。

事務局 一応、法令の整備上はなってございまして、あとはオンライン申請をするための環境の整備というのが今、4月から徐々に市全体として一部手続からオンライン申請というのを開始しているところではございまして、現実的に今、農業委員会でオンライン申請ができる手続というのはないんですが、今後、その数を増やして、市全体としてオンライン申請ができるものについては全てオンライン申請をしていくという流れがある中で、その環境の整備、法令、条例の規定の整備を今回するものという認識をしていただければと考えてございます。

木村委員 はい、ありがとうございました。

砂口委員 ちょっと教えてな。今、木村委員さんがおっしゃったようにね、個別案件のね、そういうことは情報開示とか署名とか、そういうものについてはオンラインで申請するとして、それ以外の事業変更等の申請等については、これ、どんなふうに考えてはるの。それは有りですか、無しですか。

事務局 農地の転用とかですか。

砂口委員 農地の転用であってもね、結局、それやったらそういうような形の流れになっていくんだろうけども、そういうことも今回は踏まえて、まあ、前提にするんですか。

事務局 そうですね、一定、その方法としては、農地の転用とかもオンラインで、今、紙でできるものに関しては、法律の規定上、紙でしかやっってはいけないとか、そういった規定があるもの以外に関しては、全てオンラインでも申請自体はできるようにという形で整備を進めているところでございます。

砂口委員 そしたら、素人考えなんですけどね、本人確認とかね、そういう押さえておかなければいけないところについては、どういうふうな押さえ方があるんですかね。

事務局 処理に関しましては、マイナンバーカードを使った電子証明書を使いまして、その個人が本人さんであるというような手続をとりまして、電子申請で本人確認を行ったものと、読み替えていくような条例の中身をいいます。

砂口委員 マイナンバーカードって個人しか使えないようなセキュリティがあるんですか。番号だけでね、一人歩きするようなあるのかなと、私はそこを心配しているねんけどね。個人の特定という部分についてね、そこが心配やねん。ただ、できましたよと、そうですね、進めていきましょうかというのは、これはいいわけね。でも、その間のね、例えば、別に善意はいいんですよ、悪意の部分についてのハードルはどうなっているのかなということですねん。そこはもうするのかな。それはおかしいな。

事務局　そうですね、一定、そのマイナンバーカードを使ったオンライン手続というのは、確定申告等でも既に使われている仕組みでございます。そこでマイナンバーカードは、特に番号でその個人を認識するというよりは、マイナンバーカードの中に入っている電子チップとあとは御自身が登録した暗証番号を使ってその本人確認を行うものという形でやっておりますので、そのカードと本人さんが覚えているパスワードというものが、2つがなければ本人として確認を行えないということなので、本人確認を行う手段として法令上も認められている手段ということなので、それを活用していくというものでございます。

砂口委員　正解だと思います、今おっしゃったのね。でもね、マイナンバーカードもね、全員持っているかということでもないやろうし、先ほどおっしゃった税務申告だってね、ナンバーだけで申告されていてね、カードを持っておられない、暗証番号もない、そういう方たちでもナンバーだけで税務申告されている方もたくさんいますよね、今。だから、その辺の使い方というのはどうなるのかなというふうに思うだけでね、私は入っていただくことについては別に問題ないけども、ただやっぱり十分な説明会は必要かなと思う。今のマニュアル的な説明だけでは、何かこう分かりにくい部分があるなど、私は思ったのでね、ちょっと聞かせてもらいました。おいおい、またね、我々としたら十分な御説明いただけたらいいかなと思います。

木村委員　今、心配事というのね、やっぱり出てくることかなというふうに思いますし、条例の中でも参考資料3の第8条、本人確認するべき事項がある場合って書いているところがあるので、本人確認を対面でせなあかんような事案も出てくるのかなというふうに思いますので、しっかりその基準というか、そういうところを今後、まだ進んでいくか、今つくられているということなので、その辺きっちりしていけば、不安材料をどんどん消していただけたらいいんと違うかなというふうには思います。こっだけ電子化が進んでいて、その整備をしていくということは大変だと思いますし、我々もそれに対応していかなあかんかなというふうにも思いますので、いいところ、悪いところ、悪いところがないように今後進めていただけたらいいかなというふうに思います。

以上です。

大西委員　大西です。このデジタル化というのは大筋では分かるんですけども、

実際にそれになるようになって、従来の書面での申請というのも可能なんでしょうか。それはもう、だめになります。

事務局 オンライン化されましても書面の手続というのは、現状と同様に残りまして、オンラインでもできますし、書面でもできるというような形になります。

大西委員 オンラインだけではできないようなものもありますよね、中にはね。それと、例えば生産緑地の申請をしますよね。今まででしたら、こちらで用紙をもらって手で書いてということでしたけど、今後そういうようなケースが出てきたら、どういうふうな手続になるんですか。もうすぐ、例えば土地の所有者がする場合ですね、具体的にどういうふうな手続になるんでしょうか、その場合。

事務局 一定、その申請書を今まで書いていただいている部分というのは今後、まだオンライン化はされてはいないんですが、今後、徐々にオンラインで申請ができるようになるということになると考えております。ただ、付けていただいている添付書類等というのは、ひょっとしたら個別で出していただくことになるかという、その詳細部分につきましては、この環境整備が整った後、個別手続ごとに詳細は詰めていかないといけないというところもございまして、その中で決まってくるものかなと考えております。

大西委員 最初の生産緑地の申請書というんですか、その記入方法とか用紙とか、その時点でも電子申告というか申請というか、できるようになるんでしょうか。

事務局 生産緑地なんかは都市計画のほうなんですけども、まずもって市長部局、それにあわせて、準じて、農業委員会のほうも、この規定を定めていただいて、デジタルを進められる部分についてはどんどん進めていくという中で、都市計画のほうもあわせて、どんどん、できる、整備されたことから進めていくと思いますので、そういうような形にはなっていくと思われまして。

で、先ほど言っただけじゃなかったセキュリティの部分とか、3条とか4条、これまでの申請につきましても、先ほど木村委員と砂口委員がおっしゃったように、こちらのほうで変わって行って、決まり次第、もうちょっと分かりやすい説明で、この申請がこういう形になって、紙申請はこういう形、従来どおり、それでデジタルになった部分に

対しては、こういう形で申請ができるようになりましたというのを、また委員さんのほうにお伝えさせていただこうかなと考えております。

西口会長 ほかに、御意見はございませんか。デジタル関連、まだ現在進行中のところがたくさんありますんで、その都度、その都度、解決を図っていかないといけないような状況もあろうかと思えます。ほかに質問はございませんかね。

事務局 先ほど大西委員がおっしゃった都市計画の部分、生産緑地の部分につきましても、我々のほうでどういう形で今進めているというのを、ちょっと都市計画のほうで確認もしっかりとらせていただこうかなと。やっぱり都市計画課で生産緑地を管轄しているからといって、農業委員さんの皆様がその方法を理解していただかないと、やっぱり地域の農家の皆さんに説明もできないと思えますので、事務局としてもどういう形で、いつぐらいというのも、ちょっと分かり次第、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

西口会長 ということで、よろしくお願いいたしますと思います。

ほかに質問がないようであれば、この辺で採決をとらせていただきたいと思います。

議案第1号「守口市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の施行に関する守口市農業委員会規程案」について、承認の方は挙手をお願いします。

(挙手)

西口会長 はい、ありがとうございます。否認の方は挙手をお願いします。

(挙手)

西口会長 それでは、農業委員会等に関する法律第30条の規定により大半のお方が挙手いただきました。1名の方がちょっとどちらか分かりませんが、ということで可決されました。ということで、よろしくお願いいたします。

本日の議案は以上となります。事務局、あと何かございますか。

事務局 次回の総会の日時につきましては、また文書で送らせていただくんですけども、5月19日の午後1次半から、守口市役所1階会議室106号室を予定しております。

いろいろと現在、調整等が、会議室がこの部屋についても、いきなり何かに変わろうかという形になるかと思いますので、確定次第、ちゃんと文書で送付させていただきますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

西口会長 それでは、以上で本日の農業委員会を閉じさせていただきます、ありがとうございました。

守口市農業委員 署名委員

大 倉 利 文

大 西 庄 治